

国民健康保険に加入される方へ

届出期間 資格喪失日から14日以内（喪失日前にお手続きはできません）

手続きに必要なもの

- 1 健康保険等資格喪失証明書（任意継続されていた方は、任意継続資格喪失証明書）
・退職証明・離職票・雇用保険受給資格者証・被保険者資格喪失届では、国民健康保険の加入手続きはできません。
- 2 手続きにお越しの方の本人確認書類
・運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認で現住所・氏名・生年月日の確認ができれば、保険証は即日交付できます。
- 3 キャッシュカード または 通帳と金融機関の届出印
・保険料は原則、口座引落としになります。
- 4 発行されていれば各種医療証（障がい者医療・自立支援医療・子ども医療・ひとり親医療など）

※ 代理人の方がお越しの場合は、別途 委任状が必要です。

●任意継続について

職場の健康保険に継続して2ヶ月以上加入されていた方は、退職後も引き続き2年間は加入を継続することが可能です。（資格喪失日から20日以内に手続きが必要）

保険料は事業主が負担していた分も含めて個人負担となりますが、限度額があります。

詳しくは、健康保険組合または全国健康保険協会大阪支部までお問い合わせ下さい。

（参考）全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6階

受付時間 午前8:30～午後5:15 TEL06-7711-4300（代表）

<退職後の健康保険について>

